

議案第15号

西海市公民館の設置及び管理に関する条例及び西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部を改正する条例の制定について

西海市公民館の設置及び管理に関する条例及び西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月29日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市公民館の設置及び管理に関する条例及び西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部を改正する条例

(西海市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 西海市公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年西海市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第12条中「公共の用に供し、又は公益を目的とするものであって、館長が特別の事由が」を「市長が特別の理由が」に改める。

第13条中「既納の」を「納付された」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「市長が」を加え、「事情」を「理由」に、「場合は、教育委員会が定めるところにより」を「と認めるときは、」に、「返還」を「還付」に改める。

別表第1 西海市平島公民館の項位置の欄中「830番地1」を「734番地」に改める。

別表第2中「・平島公民館」を削る。

(西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部改正)

第2条 西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例（平成17年西海市条例第109号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西海市立学校施設使用条例

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「、西海市立小学校及び中学校のグラウンド、体育館等（以下「学校体育施設」という。）を社会体育の普及及び振興を図る目的をもって、」を「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条第1項及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、学校施設を」に、「で広く市民に開放する際の施設の利用」を「において、社会教育及び一般のスポーツのために使用させること」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校施設 西海市立学校設置条例（平成17年西海市条例第98号）第2条に規定する学校に設置された施設（当該施設と一体的に使用に供される付属施設を含む。）をいう。
- (2) 使用者 学校施設を使用する個人及び団体をいう。
- (3) 学校体育施設 学校施設のうち、運動場、体育館及び武道場をいう。
- (4) 教室等 学校施設のうち前号で規定する学校体育施設を除いた施設をいう。

第3条の見出し中「利用」を「使用」に改め、「許可」の次に「等」を加え、同条第1項中「学校体育施設を利用」を「学校施設を使用」に改め、「（以下「利用者」という。）」を削り、同条第2項中「し、又は利用を取り消す場合は」を「するときは」に、「承認」を「許可」に改め、同条に次の2項を加える。

3 教育委員会は、前2項の規定による使用の申請又は許可事項の変更の申請

があったときは、当該学校の校長の意見を聴き、学校教育上の支障その他学校施設の管理運営上の支障のない範囲において、社会教育活動の促進及びスポーツの振興のため、その使用又は許可事項の変更を許可するものとする。

4 使用者は、第1項又は第2項の許可に係る申請を取り下げようとするときは、使用を開始する日の前日までに教育委員会に届け出なければならない。

第4条中「を利用する者」を「の使用者」に、「平成17年4月1日条例第108号」を「平成17年西海市条例第108号」に、「規定する使用料を」を「よる額を、教室等の使用者は、別表に規定する額を使用料として」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

(使用料の減免)

第5条 市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第6条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第9条中「に定めるもののほか、学校体育施設の利用に関し必要な事項は、社会体育施設条例の規定を準用するほか」を「の施行に関し必要な事項は、教育委員会」に改め、同条を第12条とする。

第8条の見出し中「の」を削り、同条中「利用者は、学校体育施設を損傷し」を「学校施設を汚損し、毀損し」に、「とき」を「者」に、「原状に回復し、又は」を「市長の定めるところにより、」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第8条を第11条とする。

第7条第1項中「利用者」を「使用者」に改め、同項第1号中「学校体育施設」を「学校施設」に、「利用」を「使用」に改め、同項第2号中「学校体育施設」を「学校施設」に改め、同項第3号中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に改め、同条第2項を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、前条各号の規定に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用方法、使用範囲その他使用内容を制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 災害その他の事故により、学校施設の使用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の規定による処分によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(原状回復)

第10条 使用者は、学校施設の使用を終えたとき、又はその使用を取り消されたときは、直ちに教育委員会の指示に従い、その使用の場所を原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わって行い、その費用を使用者から徴収する。

第6条の次に次の1条を加える。

(特別の設備)

第7条 使用者は、教育委員会の許可を受けて、映写又は音響に係る機器、什器その他使用目的に応じた物品の設置等特別の設備をすることができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第4条関係)

使用区分	単位	使用料	冷暖房費
普通教室	1時間につき	210円	210円
普通教室以外の諸室		410円	210円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前までに第2条の規定による改正前の西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の施行の日以後は、第2条の規定による改正後の西海市立学校施設使用条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(西海市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 西海市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年西海市条例第108号）の一部を次のように改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条ただし書中「ただし、」の次に「市長が」を加える。

第13条中「西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例」を「西海市立学校施設使用条例」に改める。

新旧対照表

西海市公民館の設置及び管理に関する条例及び西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部を改正する条例

<第1条> 西海市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正

新	旧
<p>西海市公民館の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第102号</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 <u>市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第13条 <u>納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>第14条及び第15条 (略)</p>	<p>西海市公民館の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第102号</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 <u>公共の用に供し、又は公益を目的とするものであって、館長が特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第13条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会が定めるところによりその全部又は一部を返還することができる。</u></p> <p>第14条及び第15条 (略)</p>

新			旧		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
1 町公民館（略）			1 町公民館（略）		
2 地区公民館			2 地区公民館		
名称	位置	対象区域	名称	位置	対象区域
(略)			(略)		
西海市平島公民館	西海市崎戸町平島 <u>734番地</u>	崎戸町平島地区全 域	西海市平島公民館	西海市崎戸町平島 <u>830番地</u> <u>1</u>	崎戸町平島地区全 域
(略)			(略)		
別表第2（第11条関係）			別表第2（第11条関係）		
西彼教育文化センター（略）			西彼教育文化センター（略）		
西海公民館（略）			西海公民館（略）		
崎戸中央公民館（略）			崎戸中央公民館（略）		
本郷公民館・江島公民館			本郷公民館・江島公民館・ <u>平島公民館</u>		
(略)			(略)		
多以良地区公民館・松島地区公民館・雪浦地区公民館（略）			多以良地区公民館・松島地区公民館・雪浦地区公民館（略）		

<第2条> 西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部改正

新	旧
<p>西海市立学校施設<u>使用</u>条例</p> <p>平成17年4月1日 西海市条例第109号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条第1項及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条第1項の規定に基づき、学校施設を学校教育に支障のない範囲において、社会教育及び一般のスポーツのために使用させることに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>学校施設</u> 西海市立学校設置条例(平成17年西海市条例第98号)第2条に規定する学校に設置された施設(当該施設と一体的に使用に供される附属施設を含む。)をいう。</p> <p>(2) <u>使用者</u> 学校施設を使用する個人及び団体をいう。</p> <p>(3) <u>学校体育施設</u> 学校施設のうち、運動場、体育館及び武道場をいう。</p>	<p>西海市立<u>小学校及び中学校体育施設利用</u>条例</p> <p>平成17年4月1日 西海市条例第109号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>西海市立小学校及び中学校のグラウンド、体育館等(以下「学校体育施設」という。)を社会体育の普及及び振興を図る目的をもって、学校教育に支障のない範囲で広く市民に開放する際の施設の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>学校体育施設の名称及び位置は西海市立学校設置条例(平成17年4月1日条例第98号)第2条に規定する学校に設置された学校体育施設とする。</u></p>

新	旧
<p><u>(4) 教室等 学校施設のうち前号で規定する学校体育施設を除いた施設をいう。</u> (使用の許可等)</p> <p>第3条 <u>学校施設を使用しようとする者は、西海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により許可を受けた事項を<u>変更するとき</u>は、教育委員会の<u>許可を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、前2項の規定による使用の申請又は許可事項の変更の申請があつたときは、当該学校の校長の意見を聴き、学校教育上の支障その他学校施設の管理運営上の支障のない範囲において、社会教育活動の促進及びスポーツの振興のため、その使用又は許可事項の変更を許可するものとする。</u></p> <p>4 <u>使用者は、第1項又は第2項の許可に係る申請を取り下げようとするときは、使用を開始する日の前日までに教育委員会に届け出なければならない。</u> (使用料)</p> <p>第4条 <u>学校体育施設の利用者は、西海市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年西海市条例第108号。以下「社会体育施設条例」という。）第7条による額を、教室等の使用者は、別表に規定する額を使用料として納付しなければならない。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 <u>学校体育施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、西海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により許可を受けた事項を<u>変更し、又は利用を取り消す場合は、教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第4条 <u>学校体育施設を利用する者は、西海市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年4月1日条例第108号。以下「社会体育施設条例」という。）第7条に規定する使用料を納付しなければならない。</u></p>

新	旧
<p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第5条 市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p><u>第6条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(特別の設備)</u></p> <p><u>第7条 使用者は、教育委員会の許可を受けて、映写又は音響に係る機器、什器その他使用目的に応じた物品の設置等特別の設備をすることができる。</u></p> <p><u>(遵守事項)</u></p> <p><u>第8条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1) <u>学校施設を許可された目的以外の用途に使用し、又は転貸をしないこと。</u></p> <p>(2) <u>学校施設の秩序を乱さないこと。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、教育委員会が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用すること。</u></p> <p><u>(使用の許可の取消し等)</u></p> <p><u>第9条 教育委員会は、前条各号の規定に違反したとき、又は次の各号の</u></p>	<p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第5条 使用料の減免は社会体育施設条例第8条の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第6条 使用料の還付は、社会体育施設条例第9条の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(遵守事項)</u></p> <p><u>第7条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1) <u>学校体育施設を許可された目的以外の用途に利用し、又は転貸をしないこと。</u></p> <p>(2) <u>学校体育施設の秩序を乱さないこと。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、教育委員会が指示した事項に留意し、常に善良な利用者としての注意をもって利用すること。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、利用者が前項の規定に違反したときは、利用の許可を取り消し、利用を停止し、又は退場を命ずることができる。</u></p>

新				旧			
(委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。 別表（第4条関係）				(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、 <u>学校体育施設の利用に関し必要な事項は、社会体育施設条例の規定を準用するほか規則</u> で定める。			
<u>使用区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>	<u>冷暖房費</u>				
<u>普通教室</u>	<u>1時間につき</u>	<u>210円</u>	<u>210円</u>				
<u>普通教室以外の諸室</u>		<u>410円</u>	<u>210円</u>				

<附則第3項> 西海市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

新	旧
<p>西海市体育施設の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第108号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 <u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p>(学校体育施設)</p> <p>第13条 西海市立小学校及び中学校の学校体育施設を利用するときは、<u>西海市立学校施設使用条例</u>（平成17年西海市条例第109号）に定めるもののほか、この条例に基づく規定を準用する。</p> <p>第14条～第18条 (略)</p>	<p>西海市体育施設の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第108号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p>(学校体育施設)</p> <p>第13条 西海市立小学校及び中学校の学校体育施設を利用するときは、<u>西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例</u>（平成17年西海市条例第109号）に定めるもののほか、この条例に基づく規定を準用する。</p> <p>第14条～第18条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前までに第2条の規定による改正前の西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の施行の日以後は、第2条の規定による改正後の西海市立学校施設使用条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 (略)